

消防法令違反の建物を

公表

します

運用開始
平成30年
4月1日～

—違反対象物の公表制度—

目的

建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、乙訓消防組合が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その建物の名称や所在地、違反内容等をホームページで公表する制度です。

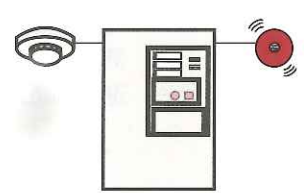
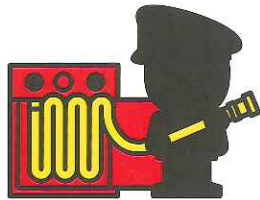
公表の対象となる建物

- 飲食店、物品販売店など不特定の人が入り出する建物
 - 病院、社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物
- 向日市、長岡京市、大山崎町の建物が対象です

公表の対象となる違反

下記の消防用設備を設置する必要があるにもかかわらず**設置されていない**場合

- 1 屋内消火栓設備 2 スプリンクラー設備 3 自動火災報知設備



違反対象物情報は乙訓消防組合のホームページで公表

消防が立ち入り検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日経過してもその違反が**是正されない**場合に公表します。また、**是正されるまでの間、公表を継続**します。

消防法令違反があった場合



消防本部で
立ち入り検査



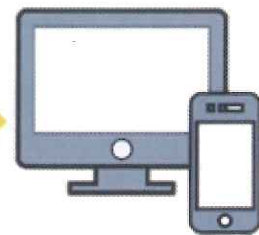
屋内消火栓設備の未設置

スプリンクラー設備の未設置

自動火災報知設備の未設置

査察結果通知書等

違反を公表する旨を通知



乙訓消防組合のホームページで建物の名称、所在地、違反内容を公表

建物関係者の皆様へ

所有、管理する建物で、用途変更（部分的な用途変更も含む）、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部予防課へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防用設備等の規制が変わり消防法令違反となる可能性があります。その結果として、公表の対象となる設備が必要となる場合があり、設置されていないときは消防法令違反の公表の対象となります。

用途変更
(事務所兼店舗へ)

